

平成19年（行ウ）第9号公文書不開示処分取消等請求事件

原 告 宮 部 龍 彦

原 告 宮 部 慎太郎

被 告 鳥 取 県

準備書面（3）

平成20年1月29日

鳥取地方裁判所

民事部 御中

原 告 宮 部 龍 彦

原 告 宮 部 慎太郎

第1 被告答弁書に対する認否

1 第2について

(1) 第1項第1段落は認める。ただし本件条例第5条各号のみによるもの以外の原告宮部龍彦の鳥取県に対する情報公開請求権を放棄するものではない。

(2) 第1項第2段落および第2項は争う。理由は原告準備書面（2）第3に記載の通りである。

2 第3について

(1) 第1項については争う。

(2) 第2項について

第1段落は認める。第2段落は争う。

3 第7について

(1) 第1項(1)については争う。

(2) 第1項(2)について

第1文、第2文は認める。第3文については争う。

(3) 第1項(3)について

第1段落第1文は認める。

同第2文、同第3文について部落解放同盟が部落差別の解消に取り組んでいる団体と認知されていることは認めるが、会員が部落住民または部落出身者であるかどうかは不知である。また、企業連と部落解放同盟の関係が具体的にどのようなものか不知であるので、原告準備書面(2)で被告に説明を求めているところである。

その余は争う。

(4) 第2項については争う。

(5) 第3項については争う。

第2 書類の到達日等について

- 1 被告答弁書第5第2項(2)の公文書開示回答書については原告宮部龍彦が紛失したため、書面の日付は不明である。平成18年4月27日という日付は、原告宮部龍彦がウェブサイト上に記録として残していたものである。当該書面は確認のため被告に対し鳥取県個人情報保護条例に基づき開示請求中である。
- 2 被告答弁書第5第2項(7)の決定書の到達日が平成19年5月31日であることについては知らないしは争う。原告宮部慎太郎は配達記録郵便で受け取った記憶はなく、受け取り後にスキャナで電子化して保存したファイルの日付が平成19年6月2日であった。通常スキャナでの電子化は受け取った文書を原告宮部龍彦に送るために受け取った当日かその翌日に行っている。

第3 訴状の訂正

被告答弁書第5第4項(1)第2段落の趣旨に従い、以下のとおり訴状を訂正する。

- 1 第1請求の趣旨の(甲事件)の第2項を削除。
- 2 第2請求の原因の第4項の表題を「乙処分の違法性について」から「甲処

分に係る乙処分で説明された非開示事由について」に変更。

第4 原告の主張

1 企業連と部落住民、部落出身者との関係について

本件処分における「法人不利益情報」について、本件処分に係る異議申し立て前の平成18年10月から11月ごろ、原告宮部龍彦が被告（当時の県土整備部管理課）に、「企業連は同和地区の企業しか入れないようになっているのではないか」ということを電話で再三問い合わせたが、県は関知していないという趣旨の回答しか得られなかった。そこで、同年12月ごろに原告宮部龍彦が企業連の研修で加点を受けた企業が掲示されない理由について西部と中部と東部の総合事務所に電話で問い合わせた。西部総合事務所と中部総合事務所からは明確な回答を得られなかったが、訴状にある通り最後に東部総合事務所に電話してようやく企業連会員が同和地区の企業であるという趣旨の説明を受けた。その後再度管理課に電話して東部総合事務所の件を伝えたところ、管理課の職員が企業連の会員が同和地区の企業であることを認めるに至ったという経緯である。被告答弁書第7第1項(3)では企業連の会員が部落住民や部落出身者が経営する企業であると一般に認知されているといった趣旨の説明がされているが、そうであるなら、なぜこのような対応がなされたのか不可解である。また、被告が認めるように根拠となる条例や規則等が一切存在しないことから、一般に認知されているというよりも、県職員や建設業関係者等一部の県民だけに認知されている「公然の秘密」という表現が妥当である。

公文書開示請求はあくまで善意によりなされるものとの前提に立つべきであって、上記のような事情は開示請求者には無関係であるし、客観的に検証することも不可能である。

また、被告答弁書では、事実はどうなのかという重要なことが触れられていない。仮に一般に認識されていることが事実と異なるのであれば、間違った認識を追認するようなことをするのは無責任である。従って、どのように一般に

認知されているかではなく、実際に企業連の会員企業は部落住民や部落出身者が経営しているかどうかという事実関係を争点とすべきである。

2 乙第4号証について

この証拠は個人や法人の権利利益が不当に侵害するおそれがあるという根拠にはならない。

(1) 調査結果は法人や個人の権利利益とは無関係である

結婚には親の同意は必要ないのであるから、親が結婚を認めるかどうかは本人の権利には何の影響も及ぼさない。また、結婚はごく個人的な価値判断に基づくもので、利益か不利益かという尺度で判断することはできない。従って、本件条例第9条2項2号の個人情報という観点から見て個人の権利利益と言うことはできない。

また、本件条例第9条2項3号の法人不利益情報は、法人や個人の事業に関する情報を対象としたものであり、それにより取引上の差別を受けることや、競争上不利になるといった事態を想定したものである。個人の結婚問題は事業とは無関係であり、本件文書が法人不利益情報と判断される基準とはならない。

(2) 調査や調査結果に信頼性がない

結婚差別が深刻かどうかを調べるための調査なのに、質問文の最初に「結婚差別は依然として深刻な問題」と書くことで、結婚差別を深刻だと認識していないか、あるいは同和問題そのものを知らない回答者にまで誤った先入観を与えている。それでも同和地区出身者との結婚を認めないと答えた割合は4.5%から8.4%で1割にも満たない。従って、とても結婚差別が深刻と言えるような結果ではない。

3 被告と企業連会員の責任について

仮に被告答弁書第7第1項(3)の主張通りであるならば、当該企業の役員や従業員は、加点研修に参加することで当該企業が同和地区の企業であると認識

される可能性があることは十分に予見できたはずである。税金で行われる公共工事に携わる者として、契約の過程や、業者名、代表者名が公表されることは当然の責任である。同和地区の企業だからと言って、その責任を免れてよい理由にはならない。そのような前提において、事実上同和地区の企業を優遇するような入札制度を運用すれば、同和地区の企業が明らかになる可能性があるのは当然のことである。被告は企業連と定期的に協議会を行っているため、被告は企業連に対する説明責任を十分に果たしており、企業連やその会員企業は決して善意の第三者ではない。同和地区の企業が明らかになることを受け入れられないのであれば、企業連は入札制度を改めるよう県に要請することができたし、当該企業は企業連を退会することもできたはずである。従って企業連会員にも一定の落ち度があり、当該企業が企業連の会員であるという秘密は、保護に値するものではない。

一方で、当該文書を公開することにより、当該企業が同和地区の企業と認識されるとしても、原告には何ら落ち度はない。

従って、被告や企業連の一方的な理由により原告が情報開示を受ける正当な権利や、県の公共工事の入札の過程に関する情報を得る正当な権利を侵害することは許されるものではない。